ら平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02405

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03121

S_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.028

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

S_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

S_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

T　平成 21 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災

ら平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.028

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035

S_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.028

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035

S_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

S_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

T_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災